

令和6年度 償却資産(固定資産税)の申告の手引き 鳥取市

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産の対象となる償却資産(事業用資産)の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に償却資産が所在する市町村に償却資産申告書を提出していただく必要があります。なお、資産に増減がない場合、該当する資産がない場合でも申告してください。

申告にあたっては、この手引きを参照のうえ、必ず申告期限内にご提出をお願いします。

申告期限	令和6年1月31日(水) 法定申告期限は1月31日(水)ですが、事務処理の都合上 <u>1月17日(水)</u> までの早期提出に、ご協力をお願いします。
お知らせ	<ul style="list-style-type: none">●資産に増減がない場合<ul style="list-style-type: none">☞ 申告書の備考欄「2. 資産増減なし(異動なし)」に○をして提出してください。☞ 電算申告の場合は必ず全資産の明細を添付してください。●該当する資産がない場合<ul style="list-style-type: none">☞ 申告書の備考欄「3. 償却資産なし」に○をして提出してください。☞ 廃業・休業の場合はその旨を申告書の備考欄に記載のうえ提出してください。●正当な理由がなく申告をされなかった場合は、10万円以下の過料を科される場合があります。
提出先・ 問い合わせ先	〒680-8571 鳥取市幸町71番地(本庁舎2階21番窓口) 鳥取市役所 固定資産税課 償却資産係 TEL 直通(0857)30-8156 ※各総合支所へご提出いただいても結構です

鳥取市公式ホームページもご利用ください。
償却資産申告書・種類別明細書等をダウンロードできます。



I 償却資産の概要

1 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権・漁業権・特許権などのような無形固定資産、自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両、取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満で一時に損金に算入されたもの、及び一括償却（取得価額が20万円未満の減価償却資産を一括して3年間で損金に算入）の対象とされたものは「償却資産」に含まれません。

2 償却資産の種類と具体例

資 産 の 種 類		例
第1種 構築物	(1) 構築物	ネオンサイン、屋上看板等の広告設備、外灯、駐車場舗装、門、フェンス、外構工事など
	(2) 建物附属設備 (償却資産の課税対象になる場合があります。)	電気設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、内部造作(店舗内装※)など ※Ⅱ-2-(2)を参照してください。
第2種 機 械 及 び 装 置		機械式駐車設備、屋外の受変電設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、電動機・起重機、土木建設機械、太陽光発電設備など
第3種 船 舶		漁船、貨物船、客船、ボートなど
第4種 航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種 車 両 及 び 運 搬 具		大型特殊自動車(分類番号が9、90～99、900～999の車両等)、フォークリフト、構内運搬車など *自動車税や軽自動車税を課税されているものは該当しません。
第6種 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		机、椅子、ロッカー、レジスター、パソコン等の事務機器、理美容機器、医療機器、測定工具、厨房用品、冷暖房機器、音響機器、冷蔵庫など

Ⅱ 償却資産の申告について

1 申告していただく方は

工場や商店を営んでいる、または駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を行っている方で、償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況の申告が必要です。

※償却資産をお持ちでない場合も、その旨を備考欄に記入して申告書を提出してください。

2 申告する資産とは

令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、

- (1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となる資産（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）

※次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）

エ 償却済み資産（耐用年数が経過した資産）

オ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）

カ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）

キ 借用資産（リース資産）であっても契約の内容が割賦販売と同様である資産

ク **租税特別措置法を適用して損金算入した30万円未満の少額資産**

- (2) 賃借人等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

賃借人等が取り付けた内装、造作、建築設備等の事業用資産については、賃借人等が償却資産として申告することになります。（地方税法第343条第10項、鳥取市税条例第37条第9項）

(注) 特別償却、割増償却、圧縮記帳については、これを行わなかったものとして申告してください。

3 提出していただく書類について

- ・「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」
- ・「償却資産種類別明細書（資料用）」 （前年度申告された方のみ）
- ・「種類別明細書（増加資産・全資産用）」

※それぞれ提出用と控用の2部になっており、**提出用にて申告してください**。

控用に受付印を必要とされる方は、2枚とも提出してください。この場合、郵送により申告書を提出される方は返信用封筒・切手を同封してください。

4 申告の方法について

1. 前年度（令和5年度）申告された方

- 「償却資産申告書」： 住所、氏名、種類別明細書に記載された取得価額等の必要事項を記載してください。（記載方法P. 8、9）

減少の場合

「償却資産種類別明細書（資料用）」に記載されている資産のうち、減少した資産を横線で消してください。（記載方法P. 10）

※鳥取市では減少資産用の明細書を使用しておりません。

増加の場合

「償却資産種類別明細書（資料用）」の空欄または「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に、新規取得した資産を記載してください。（記載方法P. 11）

令和5年度以前に申告漏れ等があった資産についても記載してください。

2. 令和6年度初めて申告される方

- 「償却資産申告書」： 住所、氏名、種類別明細書に記載された取得価額等の必要事項を記載してください。（記載方法P. 8、9）
- 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」： 令和6年1月1日（賦課期日）現在、所有されているすべての資産を記載してください。（記載方法P. 11）

5 国税の取扱いとの比較

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳・特別償却・割増償却	認めていない	認めている
増加償却	認めている	認めている
少額の減価償却資産（使用可能期間が1年未満または取得価額10万円未満）	損金算入したものは課税対象とならない（本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象）。	損金算入可能
一括償却資産（取得価額20万円未満）		3年間で損金算入可能
租税特別措置法を適用して損金算入した取得価額30万円未満の減価償却資産	課税対象となる	損金算入可能

6 電算申告について

(自社の電算システムを使用して評価額を算定して申告する場合)

令和6年1月1日現在所有している償却資産の全部を申告してください。

資産の明細書は、前年の増加、減少区分を明確にし、それぞれ単品ごとの評価額を打ち出してください。

(注) 今年度より申告方法を電算申告に変更される事業所は、申告書の備考欄にその旨を記載してください。

申告内容に不備がある場合には、通常の申告方法で再提出していただくこともあります。

7 地方税電子申告システムについて

地方税ポータルシステム (eLTAX:エルタックス) を通じて、電子申告をすることができます。

* eLTAX に対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータを利用できます。

詳細な情報は [eLTAX ホームページ\(https://www.eltax.lta.go.jp\)](https://www.eltax.lta.go.jp) をご覧ください。

8 家屋と償却資産の区分表

(主な設備等の例示です)

設備等の内容		家屋と建物付属設備等の所有者			
		同じ場合		異なる場合(テナント等)	
		家屋	償却資産	家屋	償却資産
内装工事	床・壁の仕上げ等	○			○
空調設備	壁掛けまたは天吊り式エアコン		○		○
	家屋と一体型のエアコン	○			○
電気設備	受変電設備・予備電源設備		○		○
	動力配線設備	○			○
	中央監視制御装置		○		○
	屋内電灯照明設備	○			○
	屋外電灯照明設備		○		○
	特定の生産又は業務用の設備		○		○
給排水 衛生設備	屋内給排水設備	○			○
	屋外給排水設備		○		○
	特定の生産又は業務用の設備		○		○
	消火栓設備、スプリンクラー設備	○			○
運搬設備	エレベーター	○			○
	工場用ベルトコンベアー、リフト		○		○
外構工事	外構工事		○		○

特定の生産又は業務用設備については、上記の区分に関わらず、償却資産として課税されます。
また上記は一般的な区分であり、必ずしもこの例によらない場合もあります。

9 課税標準の特例資産について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条各項等に該当する資産を所有される方は、課税標準の特例が適用されます。申告する資産の中にこれに該当するものがある場合は、種別別明細書の摘要欄に必ず適用条項を記載してください。(申請書は必要ありません。)

特例資産を新たに取得された方は、その資産についての公的機関への届出書または許可申請書等の写しを提出してください。

例) 漁業・海運業者が所有する船舶、公共の危害防止用設備(ゴミ処理、最終処分場、産業廃棄物処理施設、下水道除外施設等)、認定先端設備で一定の要件を満たすもの

*その他の特例については、鳥取市ホームページまたは担当者へ直接ご確認ください。

10 修正申告について

確定申告後や決算後等、年度途中で償却資産の申告に修正や誤りがあった場合は、修正申告してください。修正申告をされる場合は、対象資産が確認できる明細書等の写しを添付のうえ、申告書の上部に修正申告と朱書きし、修正後の取得価額等、必要事項を記入して提出してください。

11 マイナンバーについて

個人名義で申告される場合は、マイナンバーを記入してください。提出方法によって申告時の添付書類等が異なります。なお、電子申告(eLTAX)で申告される場合は書類の添付は不要です。

(1) 本人(個人)が申告書を提出する場合

「番号確認」、「本人確認」が必要となりますので、それぞれの書類(写し可)を持参または郵送してください。

本人の番号確認書類	+	本人の身元確認書類
個人番号カード(裏面)/通知カード/住民票(個人番号記載)などのうち1点		個人番号カード(表面)/印字された申告書/運転免許証などのうち1点

(2) 代理人が個人の申告書を提出する場合

本人の番号確認書類	+	代理人の代理権確認書類	+	代理人の身元確認書類
個人番号カード(裏面)/通知カード/住民票(個人番号記載)などのうち1点		印字された申告書/委任状/税務代理権限証書などのうち1点		(代理人の)個人番号カード(表面)/運転免許証などのうち1点

※通知カードは記載事項に変更がない場合、または正しく変更手続きされているものに限る

12 申告書の記載方法がわからないときは

申告書の記載方法がわからない方は、次の書類を持参のうえ、ご来庁ください。

- (1) 送付した申告書類一式
- (2) [法人] 法人税申告決算書(税務署提出の控)
[個人] 所得税青色申告決算書又は白色申告収支内訳書(税務署提出の控)

(3) 固定資産台帳（減価償却計算明細書）

(4) 個人名義で申告される方は個人番号の確認ができるもの（詳しくは「11 マイナンバーについて」をご確認ください）

申告用紙が足りないとき又は申告について不明な点があるときは、固定資産税課償却資産係にお問い合わせください。

13 償却資産の評価の仕方について

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

取得時期	評価額
前年中に取得した償却資産	取得価額 × (1 - r / 2) = 取得価額 × A
前年前に取得した償却資産	前年度評価額 × (1 - r) = 前年度評価額 × B

- ・ r : 各償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。
- ・ A : 半年分の減価残存率で、本ページ「減価率及び減価残存率表」のA欄の率です。
- ・ B : 1年分の減価残存率で、本ページ「減価率及び減価残存率表」のB欄の率です。
- ・ 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

「減価率及び減価残存率表」

耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 A	前年前取得 B
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794

耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 A	前年前取得 B
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
16	0.134	0.933	0.866
17	0.127	0.936	0.873
18	0.120	0.940	0.880
19	0.114	0.943	0.886
20	0.109	0.945	0.891

耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 A	前年前取得 B
21	0.104	0.948	0.896
22	0.099	0.950	0.901
23	0.095	0.952	0.905
24	0.092	0.954	0.908
25	0.088	0.956	0.912
30	0.074	0.963	0.926
35	0.064	0.968	0.936
40	0.056	0.972	0.944
45	0.050	0.975	0.950
50	0.045	0.977	0.955

（固定資産評価基準に基づき作成）

14 実地調査についてのお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査等を行うことがありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。また、実地調査等に伴って申告内容の修正をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけでなく過年度に遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分（偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分）遡及します。

記載例

令和6年度
償却資産申告書（償却資産課税台帳）

令和6年1月11日
鳥取市長様

① *所有者コード
8000000

⑧ 短縮耐用年数の承認 有

⑨ 増加償却の届出 有

⑩ 非課税該当資産 有

⑪ 課税標準の特例 有

⑫ 特別償却又は圧縮記帳 有

⑬ 税務会計上の償却方法 定率法

⑭ 青色申告 有

④ 個人番号又は法人番号 1234567890123

⑤ 事業種目 食品販売業

⑥ 事業開始年月 昭和53年4月

⑦ この申告に添付する者及びこの申告に係る氏名 経理係 鳥取花子 (電話 22-8111)

⑧ の税理士等名 尚徳次郎 (電話 30-8156)

住所 (フリガナ) 1 住 所 680-8571 トットリシティワイチョウ 鳥取市幸町71番地

2 氏名 株式会社〇〇食品 代表取締役 鳥取太郎 (屋号)

3 (フリガナ) 2 氏名 株式会社〇〇食品 代表取締役 鳥取太郎 (電話 22-8111)

種類	前年取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計(イ)-(ロ)+(ハ)	15 市(区)町村 幸町71番地	16 借入資産 (有・無)	17 事業所用家屋の所有区分	18 備考 (添付書類等)
2 装置	2 317 500		10 350 000	2 317 500	⑩ 内における事業所等資産の所在地	東町1丁目350番地 尚徳リース(株)	自己所有	1. 該当する項目に○をつけてください。 1. 資産増減あり 2. 資産増減なし(異動なし) 償却資産なし
3 船舶	8 430 000			18 780 000				4. 休業・廃業・解散・合併等 () 年 月 日
4 航空機								5. 住所変更 ()
5 車両及び運搬具	3 410 000	970 000		210 000				6. 名称変更 ()
6 工具器具及び備品		970 000		10 560 000				受付簿受付 受付 入力 確認
7 合計	14 157 500	970 000	10 560 000	23 747 500				

押印は必要ありません

種類別明細書の増加した資産の取得価額を資産の種類ごとに合計した額

種類別明細書の減少した資産の取得価額を資産の種類ごとに合計した額

前年度申告された償却資産の合計額があらからじめ印字されています。今年度初めて申告される場合は記入不要です。

評価額(ホ)～課税標準額(ト)は、記載する必要はありません。ただし、自社の電算システムを利用し申告される方は記載してください。

* あらかじめ印刷がしてある項目に変更がある場合は、修正をお願いします。

- ① 所有者コード 初めて申告される方については、記載する必要はありません。
- ② 住所 (又は納税通知書送達先) 及び電話番号を正確に記載してください。
- ③ 氏名 氏名を記載してください。(屋号があれば記載してください。
なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載してください)
- ④ 個人番号又は法人番号 個人番号又は法人番号を右詰めで記載してください。個人事業主の方は、個人番号を記載してください。
- ⑤ 事業種目 事業の内容を具体的に記載してください。
- ⑥ 事業開始年月 鳥取市で事業を開始した年月を記載してください。
- ⑦ この申告に応答する者の係及び氏名
この申告について直接応答できる方の氏名、電話番号を記載してください。
- ⑧ 税理士等の氏名 税理士等に経理を委託されている方は、その氏名、電話番号を記載してください。
- ⑨ 短縮耐用年数の承認 ～ 青色申告
該当するほうに○をつけてください。(特別償却又は圧縮記帳は、固定資産税の評価においては認められておりません。)
- ⑩ 市(区) 町村内における事業所等資産の所在地
鳥取市内の資産所在地を記載してください。2つ以上の資産所在地がある場合には、それぞれの所在地を記載し、その主たる番号を○で囲んでください。
- ⑪ 借 用 資 産 借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
なお、借用資産(リース資産)がある場合は、貸主の住所、氏名を記載してください。(リース契約の内容により種類別明細書へ記載が必要となる場合があります。)
- ⑫ 備 考 資産の取得、廃棄等がない場合は「2. 資産増減なし(異動なし)」に○をしてください。
新規の事業所で償却資産が全くない場合は「3. 償却資産なし」に○をしてください。
その他、住所または名称の変更、休業及び廃業等があれば記載してください。

令和 ① 6 年度
種類別明細書(増加資産・全資産用)

行番号	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価償却累計額	残存価額	課税標準額		摘要
							標準額	償額	
01	太陽発電設備	1 R 5 10	10 350 000	17					⑨
02	自動販売機	1 R 5 10	210 000	5					⑩
03									
04									
05									
06									
07									
08									
09									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
小計									
合計									

第二十六号様式別表一(提出用)

② 所有者名
株式会社 ○○食品

⑨ 増加事由
12 34
2 34

⑩ 摘要
地方税法附則
第15条第○○項

記載する必要はありません。
ただし、自社の電算システムを利用し
申告される場合は記載してください。

《前年中に資産の増加があった場合、初めて申告する場合》
「種類別明細書(増加資産・全資産用)」に、下記にしたがって記載してください。

- ① 令和 年度.....申告の年度を記載してください。
- ② 所有者名.....氏名又は名称を記載してください。
- ③ 資産の種類.....1種から6種までのものを記載してください。(P.2参照)
- ④ 資産の名称等.....取得した資産名を記載してください。
- ⑤ 数量.....取得した資産の数量を記載してください。
- ⑥ 取得年月日.....資産を取得した年号、年月を記載してください。(令和→R, 平成→H, 昭和→S)
- ⑦ 取得価額.....当該資産の取得価額を記載してください。(圧縮記帳を行っている場合は、当該圧縮記帳額を含めた実際の取得価額を記載してください。)
- ⑧ 耐用年数.....「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。短縮耐用年数を適用している場合は、「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。
- ⑨ 増加事由.....欄外の区分により、いずれかの番号に○印を付けてください。耐用年数が変更(用途変更又は耐用年数省令の改正)された場合には、摘要欄にその旨を記載してください。
- ⑩ 摘要.....増加償却を行っている資産、課税標準の特例がある資産については、その旨を記載してください。なお、確認できる書類を添付してください。

小計	2	10 560 000				
合計	2	10 560 000				

[参考]
償却資産の評価は旧定率法で
初年度は半年償却で算出

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかにも○印を付けてください。

◎ 業種別の主な償却資産について

(対象となる主な資産の例示です)

各業種共通のもの	<p>駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、ロッカー、ルームエアコン、簡易間仕切、キャビネット、パソコン、コピー機、太陽光発電設備等</p> <p>◆テナントの場合 内装、外装、電気・ガス・給排水・冷暖房・空調設備、建具等</p>
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
理容及び美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理容及び美容椅子、洗面設備、タオル蒸器等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、屋外給排水設備等
製パン及び製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、CT装置、保育器、脳波測定器、MRI装置、歯科診療用ユニット、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用椅子等
飲食業	接客用家具及び備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、看板、冷蔵庫、日よけ、レジスター、ルームエアコン、室内装飾品等
ホテル、旅館業	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、応接セット、冷蔵庫、看板、ボイラー等
パチンコ店及びゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、看板、店内放送設備、屋外駐車場、防犯監視設備等
工場	動力配線、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、大型特殊自動車、各種工具等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、コンクリートカッター、ミキサー、大型特殊自動車等
ガソリン給油所	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、洗車機、構内装置、独立型キャノピー等
金属製品組立加工業	旋盤、ボール盤、定盤、フライス盤、プレス、カッター、研磨機、溶接機、クレーン、コンプレッサー、各種工具等
アパート等貸付業	フェンス、植込工事、外灯、屋外給排水設備、駐輪場設備、ゴミ置場、郵便受け、予備電源設備、機械式駐車設備、門扉等
農業	ビニールハウス、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具等
再生可能エネルギー発電事業	太陽光発電設備一式（太陽光パネル、架台、送電設備、電力量計、パワーコンディショナー）、フェンス等